

守谷駅東口市有地利活用基本計画策定 ワークショップ

かわらばん

1. 第4回ワークショップが開催されました。

平成28年12月13日（火曜日）14時から16時まで守谷市役所3階の庁議室において、8名の参加者に参加頂き、1名の方が傍聴されているなかで第4回守谷駅東口市有地利活用基本計画策定に関するワークショップを開催しました。



第4回ワークショップの様子

2. ワークショップにおける意見交換の結果

第4回のワークショップでは、はじめに2名のワークショップ参加者からの提案等について説明頂きました。一つは、前回（第3回）の意見交換をふまえ、このワークショップを通じて最終的にとりまとめられる守谷駅東口市有地利活用基本計画の内容についてのご意見と多世代の市民にとって心地よい居場所とする利活用イメージ案の提案であり、もう一つは、具体的な利活用イメージとして特定非営利活動法人が運営する「東京おもちゃ美術館」の守谷版のようなものを設ける提案でした。その後、守谷駅東口市有地の具体的な利活用イメージ案として、以下の6種類の用途による利活用イメージ案と、それぞれのイメージ案に応じた事業計画の仮説案（利活用事業の目的、内容、範囲、主体、手法、期間等）を整理した資料をふまえ、意見交換を行いました。

守谷駅東口市有地の具体的な利活用イメージ案

- A. 広場等オープンスペースと複合公共施設による利活用
- B. 広場等オープンスペースと産学官民連携施設による利活用
- C. 広場等オープンスペースとカフェ等の飲食店舗による利活用
- D. 広場等オープンスペースと定期借地権付分譲住宅による利活用
- E. 広場等オープンスペースと展示住宅による利活用
- F. 広場等、複合公共施設、飲食店舗、分譲住宅による利活用

その結果、守谷駅東口市有地の利活用内容としては、人が集まる活動が行われる広場等オープンスペースと、当該オープンスペースとの連携が図られるような施設を設ける。利活用事業の仕組みとしては、当該施設の所有者から得られる地代収入をオープンスペースの整備及び維持管理の費用に充てる。これらの利活用事業の事業主体については、市から市有地全体を借り受け、市有地の一部をさらに第三者に転貸するなどして利活用事業の全体を経営管理し、その経営管理には市及び市民が何等かの形で関与する。というような大きな方向性がみえてきました。

このため、次回（第5回）のワークショップにおいては、第4回ワークショップにおける基本計画の内容についてのご意見や、事業計画の仮説案に対する意見交換の結果などをふまえ、利活用イメージ案を複合化させるなどして絞った上で、基本計画の叩き台となる事業計画案を提示し、利活用事業の事業計画について意見交換することとしました。

3. 第5回以降のワークショップの開催予定

第5回ワークショップの開催日時については、以下のとおり予定しています。開催時間が、これまでの14時から16時ではなく、10時から12時までに変更となりました。

第5回

日時 1月24日（火曜）10時から12時

会場 守谷市役所3階庁議室

意見交換のテーマ（案）

利活用事業の事業計画の整理（利活用事業について、いつ、誰が、何処で、何を、どのような理由で、どのような方法により実施するのかをまとめる）

守谷駅東口市有地利活用構想の詳細は、以下のホームページよりご確認ください

<https://www.city.moriya.ibaraki.jp/shikumi/project/shiyuuchi.html>

お問い合わせ先

守谷市総務部企画課 TEL: 0297-45-1111 / FAX: 0297-45-6529